

第5回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年11月20日（月）午後1時30分
場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

7番 助川 悦男 9番 鈴木 賢一

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の許可について
- (2) 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第4号 非農地証明願について
- (7) 議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について
- (8) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (9) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一	2 番 清水 眞理子
3 番 石崎 陽一	4 番 唐橋 洋子
5 番 小沼 伸枝	6 番 吉成 一
7 番 助川 悦夫	9 番 鈴木 賢一
10 番 相馬 和恵	11 番 細岡 則雄
12 番 高崎 真一	13 番 佐藤 長次
14 番 荒井 一夫	15 番 中山 知代子
16 番 阿見 芳	17 番 津久井 勝之

6 欠席委員（1名）

8 番 越沼 良

7 本委員会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 長谷川 淳
- (2) 農業振興係長 五月女 博子
- (3) 農地調整係長 田上 建二
- (4) 農地調整係主査 北條 文康
- (5) 農地調整係主任主事 金沢 翔平
- (6) 農業公社事務局長 鈴木 義彦

開会の宣言

午前1時30分 開会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局長 大田原市農業委員会総会規則第5条により会長は、総会の議長となり、議事を整理すると定められておりますので、議長は農業委員会会長の荒井一夫委員にお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫）

議長挨拶（荒井 一夫） 本日の出席委員は16名、欠席1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第5回農業委員会総会を開催いたします。

議長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には7番 助川悦夫委員、9番 鈴木賢一委員にお願いします。

会議の書記につきましては事務局の五月女係長にお願いいたします。

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。始めに報告第1号「農地法第5条の許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（金沢 翔平） <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長（荒井 一夫） 次に報告第2号「農地法施行規則第29条第1号の届出について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（金沢 翔平） <差替え資料に基づき読み上げ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づき読み上げ3ページ>

申請番号2について。申請後に贈与税の関係で筆数減少。

申請番号12、13について。実情は交換だが、面積が違いすぎるため、面積の差の分を金銭でやり取りするため売買としている。

申請番号5番について。法令第3条2項、令第2条、規則第16条とは、3条の許可規定の不許可の例外規定ということで、農業をやっていない場合でも交換の場合は相手方が農業をやっている場合は3条を受けることができるということで、農地法施行令第2条第3項2号に該当する。

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員 (佐藤 長次) 去る11月14日現地調査班第4班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告します。

今回は調査件数が多かったため朝8時半から12時45分までかかりました。農地法第3条の規定による許可申請13件について、地元推進委員、事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われれます。以上報告します。

議 長 (荒井 一夫) 地元委員からの補足説明があればお願いします。

<説明・意見なし>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりまりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案どおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (北條 文康) <総会資料に基づいて読み上げ、5ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員（佐藤 長次） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと思います。以上報告いたします

議長（荒井 一夫） 地元委員からの補足説明があればお伺いします。

吉成一委員 説明ではなく、質問ですが、先ほどの地元委員の説明ということですが、農業委員は地区割りがなくなりはっきりした担当はないと思うのですが、地元委員というと誰が答えるべきなのかわかりません。

議長（荒井 一夫） 事務局としてはある程度地域でどの委員さんが担当するかなどで報告など行っていると思いますが事務局からの説明をお願いします。

事務局（田上 建二） たしかに、新制度では地区担当を設けておりませんので、次回からは、地元委員という聞き方ではなく、全委員から意見を聞くという聞き方に変えたいと思います。原則近いところに住んでいる委員さんからの意見になるとは思いますが、次回からそのように致しますのでよろしくをお願いします。

議長（荒井 一夫） どうでしょう。そのようなことでよろしいでしょうか
その他、ご意見などありませんか
<意見・質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。
<全員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案通り許可することといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。なお、申請番号10番は議事参与に該当しますので、10番を除いて事務局から説明を願います。事務局から説明を願います。

事務局（北條 文康） <総会資料に基づいて読み上げ、6～19ページ>
申請番号7番について。すでに申請地に車庫及び納屋が建っていたため
始末書添付

議長（荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員（佐藤 長次） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請13件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思います。以上報告いた

します。

議長 (荒井 一夫) 関係委員からの補足説明があれば、お願いします。

<説明・意見なし>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、10番を除いて原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は10番を除いて原案どおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の10番を上程します。議事参与に該当しますので、細岡則雄委員は退室願います。事務局から説明を願います。

事務局 (北條 文康) <総会資料に基づいて読み上げ、15ページ>

譲渡人5人のうち細岡委員が含まれていることから議事参与となります。

現地調査担当委員 (佐藤 長次) 先ほどと同じく地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思います。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号10番を許可相当と決定し、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号の10番は許可相当と決定し栃木県農業会議に意見を求めることとします。細岡委員は入室願います。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて読み上げ20～23ページ>

議長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当員 (佐藤 長次) 調査結果について報告します。

ただいまの非農地証明願4件について地元推進委員と現地調査したとこ

ろ、申請地及び周辺の状況から見て、すべて20年以上前から非農地であったもの、あるいは農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われまゝ。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 関係委員からの補足説明があればお願いします。

<意見・説明なし>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案通り証明することに賛成の方は、起立願います。

<全員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案どおり証明することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて読み上げ24～26ページ>

この制度についての説明。

農地を譲渡し売主に利益が出た場合、所得税等がかかりますが、農業振興地域内の農地の場合、税金の特別控除の特例措置が設けられています。農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により農地を譲渡した場合800万円まで特別控除が認められておりました。今までの実績によりまゝと、ほとんどこの特別控除により税金がかからなくなっております。また、買入協議と言って、農地中間管理機構、または農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要と認められた農地については1500万円までの特別控除が認められております。今回の件は800万円の控除では税金がかかってしまうために、買入協議制度を活用し公益財団法人栃木県農業振興公社と農地の所有者が買い入れ協議を行い、一旦公社が買い入れをし、その後担い手や認定農業者に売り渡す方法を取り、1500万円までの控除を受けるものとなります。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案通り決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案どおり決定することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (鈴木 義彦) <総会資料に基づいて読み上げ、27～30ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

＜全員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案どおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (鈴木 義彦) <総会資料に基づいて読み上げ、31～34ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

＜全員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案どおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありませんか

中山 知代子委員 11月7日に農委だよりの編集委員会が行われました。その中で、タイトルを「農委だより」の「農委」では全戸配布となったこともあり、意味が分からないのではという意見があり、「農業委員会だより」にするか、全く違うタイトルをつけるかみなさんにお諮りしたいのですが。

議 長 (荒井 一夫) ここで決定してほしいということですか、案を出してほしいということですか

中山 知代子委員 みなさんの意見をお聞きしたいということです。

議長 (荒井 一夫) どうですか。「農委だより」だけでは一般の方にはわからないだろうということで、農業委員会だよりにするとか、もしくは別のタイトルをつけるとかみなさんのご意見をお伺いしたいということで、みなさんからありませんか

助川 悦男委員 どちらでもいいのですが、参考までに那須塩原市でだしているものは「那須塩原市農業委員会だより」となっています。

議長 (荒井 一夫) その他、ご意見ありませんか

木村 光一委員 二者択一であれば、農業委員会だよりがいいのかなと思いますが、その他あれば、それでもいいと思いますが。ちなみに共済組合は「N O S A I」となっていますが。まあ農業委員会だよりの方がわかりやすいんじゃないかと思いますが。

議長 (荒井 一夫) その他ありませんか。ないようでしたら、編集委員会の中で特別な案がなくご意見を聞きたいということで、農業委員会だよりがいいという状況のようですが、それで決定してよろしいでしょうか。それでは農業委員会だよりとして決定してあとは編集委員さんにお任せします。

中山 知代子委員 あと、字体ですが、今現在はどなたが書いたかはわかりませんが、手書きの書体となっていますが、今後はどうしたらいいかもご意見いただきたいと思います。

議長 (荒井 一夫) どなたかが書いてもいいとは思いますが、今はコンピューターなど、優れていますし、字体もいろいろあるようですから、それでもいいとは思いますが、誰かに書いてもらうか機械の字体にするか、どうでしょう

佐藤 長次委員 私も編集委員の一員ですが、字体についても協議したのですが、やはりタイトルは看板なので、専門的な見地から印刷会社からアドバイスをいただいてPRに役立つように作っていきたいと思いますので、編集委員に一任していただければと思いますが

議長 (荒井 一夫) 編集員にお願いするということでいかがでしょうか
<賛成>

議長 (荒井 一夫) それでは、編集委員の皆さんお願いします。
その他ありませんか。

小沼 伸枝委員 農用地利用集積計画の農地中間管理機構特例事業の所有権移転について、他の、農地所有者代理事業、利用権設定や農地売買等事業は相手が決まってから行っているのだから流れがわかるのですが、農地中間管理機構特例事業の所有権移転については、譲渡人と譲受人の記載時期が異

なるため、前の所有者がいつ頃譲渡したものなのかわからないのですが、中間管理機構は農業公社では管理はしないから貸人、借人が決まってから公社に行くのだと思っていたのですが、その辺の説明をお願いします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明をお願いします。

事務局 (鈴木 義彦) 本来の担当は農政課ですが、農業公社が委託契約を結んでいますので、こちらで説明いたします。確かに分かりづらいと思います。今回の件で言うと、申請番号1番は県公社から譲受となっていますが、その前の譲渡人から栃木県農業公社に申請が出たのは2か月くらい前だったと思います。流れをご説明いたしますと、市の公社の場合は同日に処理するので同月に申請が上がりますが、県の公社の場合、集積は市の公社が行いますが、配分は市の意見を聞いたうえで県の公社が行うこととなっているため、集積から配分に至るまでに何段階にもなっているため同月での申請ができなくなっています。

事務局 (金沢 翔平) 補足ですが、農地中間管理事業の設定する利用期間を見ていただくと、来年3月からとなっていますが、おそらく来年中旬くらいに県の公告に載って正式に契約となるようになります。

議 長 (荒井 一夫) その他ありませんか
<ありません>

議 長 (荒井 一夫) 以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時00分 閉 会